

市有地の売却

◇ 一般競争入札 ◇

日時・会場 10月13日（金）
午前9時30分から・市役所2階205会議室
保証金 入札前に見積額の100分の3以上の金額を納入
参加申込受付期限 9月29日（金）午後5時15分
※郵送の場合は29日必着
売却物件概要 下表参照
その他 詳細は応募要領参照（市ホームページからダウンロード可）▽地盤調査等を行っていません。現地に立ち入りたい場合は総務課へ
応募要領の配付、申し込み総務課管財係（市役所5階）

◇売却物件概要

所在地		地目	実測面積	最低売却価格
1	大門1丁目362番2	雑種地	915.14㎡	8,400万円
2	梅郷6丁目1427番1	畑	738.90㎡	3,850万円
3	東青梅5丁目18番40	宅地	1,686.78㎡	18,200万円

市立総合病院の地域医療支援病院承認に伴う
選定療養費の負担について

市立総合病院では、地域医療支援病院として都知事から承認されたことに伴い、次に該当する場合に選定療養費を負担していただくことになりました。皆さんのご理解をお願いします。

▷紹介状を持たない初診の患者…5,400円
▷他院への紹介の申し出を受けたものの引き続き受診した患者…2,700円
※いずれも税込み

★地域医療支援病院とは…都道府県知事により承認された地域医療の中心となる病院で、紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備えます。500床以上の地域医療支援病院は、選定療養費の徴収が義務化されています。

問い合わせ 総合病院医事課医事係 ☎22-3191

納期内納税にご協力ください

口座振替のご利用を

市税・国民健康保険税は、それぞれ納期限が決められています。決められた納期限までに納付してください。自動的に納税できる口座振替の利用をお勧めします。

納期限までに税金が納められない場合は

いろいろな事情により納期限までに市税・国民健康保険税を納められない場合は、そのままにせず、収納課に事前に電話

滞納した場合は
決められた納期限までに市税・国民健康保険税を納めないことを滞納といえます。

滞納すると、督促状や催告書などで納税をお願いしています。それでも納めていただけない場合は、収納課

は、納期限までに納めた方との公平性を保つため、やむをえず滞納している方の財産（銀行預金、給料、動産、不動産など）を差し押さえ、これらの財産を処分して滞納している税に充てる滞納処分を行うこととなります。

督促状や催告書がお手元に届いた場合は、そのままにせず、すみやかに納付してください。

また、一括納付できない場合は、収納課に事前に電話で連絡のうえ、印鑑、督促状や催告書、納付が困難な事情を説明できる資料、本人確認書類をお持ちになり、収納課

窓口で納税相談をしてください。

滞納したら延滞金も納めていただきます

滞納すると、本来納める税額のほかに、延滞金も合わせて納めていただくこととなります。

延滞金は、滞納税額を基礎に、納期限の翌日から起算し、納付日までの日数に応じて計算します。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは切り捨てます。また、その金額が1千円未満であるときは全額を切り捨てます。

問い合わせ 収納課

市立総合病院で外来受診時の
乳幼児一時預かりを始めます

市立総合病院の院内保育所「うめっこはうす」（河辺町4-4-15（総合病院から徒歩1分）で、当院外来患者さんのお子さんの一時預かりを始めます。

利用するには、事前面談・登録が必要です。10月2日から事前面談等の受付を開始します。

利用日時 月々金曜日
午前7時30分～午後6時30分
※祝日、12月29日～1月3日を除く

対象 当院外来受診者を保護者とする生後57日～2歳児

定員 先着2人（予約制）

利用料金 はじめの1時間まで500円、以後30分経過するごとに250円
※いずれも税抜き

利用するには
①利用登録の申込用紙（当院管理課で配布）
総合病院ホームページからダウンロード可能）を、管理課庶務係へ提出し、面談日を予約してください。

※受付は、月々金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）の午前8時30分～午後5時15分

②面談日には、お子さんと一緒に院内保育所

にお越しくください。
※面談の結果により、登録できない場合があります。

③利用の予約を管理課庶務係で行ってください。

※利用希望日の1か月前から予約できます。

問い合わせ 総合病院管理課庶務係 ☎22-3191



10月1日からの
乳・子の医療証を送付します

乳幼児医療証、義務教育就学児医療証が10月1日から更新になります。新しい医療証（びわ色）を9月下旬に送付します。10月1日以降は新

しい医療証を医療機関に提示してください。

有効期間の過ぎた医療証は、子育て推進課へ返却してください。

なお、健康保険証、住

所等が変わった場合は、変更の届け出が必要です。

現在、医療証をお持ちでない方は、申請が必要です。お問い合わせください。

問い合わせ 子育て推進課助成係

高齢者住宅
「青梅シルバーピア新町」
あき室入居者募集

市では、高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」のあき室入居者を募集します。

募集戸数・形式 1戸・1K

使用料月額 1万4千300円～2万8千200円（所得に応じて6段階に区分）

入居予定 平成30年1月
所在地 新町3-54-17
募集基準日 29年10月1日

申込者の資格 次のすべてに該当する方
①募集基準日に年齢が65歳以上（昭和27年10月2日以前の生まれ）で、現にひとりでの生活し、入居後も単身生活を営むこと
②市内に3か月以上住所を有していること
③現に住宅に困っていない、住宅の確保が必要であること
④健康で、自立した日常生活を営むことができること
⑤年間の所得が25万8千円以内であること（申し込み時に平成28年中の所得が証明できるものを提出）
⑥入居が決定した場合、市で定める手続きができること（保証人の選出など）

⑦市税等について、納期を経過した分を完納していること
申し込みの注意
▽高齢者住宅は居住専用です。営業行為はできません。
▽ペットを飼うことはできません。
▽都営住宅や市営住宅、公社・UR賃貸住宅に入居している方は、原則として申し込みができません。
▽申し込みにおいて、虚偽事実が判明したときは、一切の資格を無効とします。
▽入居にあたっては、抽選による選考は行わず、ポイント方式により、住宅に困っている度合いの高い高齢者から入居者を決定します。
▽詳しい内容（使用料や間取図等）は「申込みのしおり」をご覧ください。

申込書・しおりの配布、申し込み 10月5日～13日に住宅課住宅係（市役所5階）へ
※土・日曜日、祝日を除く
※郵送での申し込みはできません。
問い合わせ 住宅課住宅係

市では、高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」のあき室入居者を募集します。

募集戸数・形式 1戸・1K

使用料月額 1万4千300円～2万8千200円（所得に応じて6段階に区分）

入居予定 平成30年1月
所在地 新町3-54-17
募集基準日 29年10月1日

申込者の資格 次のすべてに該当する方
①募集基準日に年齢が65歳以上（昭和27年10月2日以前の生まれ）で、現にひとりでの生活し、入居後も単身生活を営むこと
②市内に3か月以上住所を有していること
③現に住宅に困っていない、住宅の確保が必要であること
④健康で、自立した日常生活を営むことができること
⑤年間の所得が25万8千円以内であること（申し込み時に平成28年中の所得が証明できるものを提出）
⑥入居が決定した場合、市で定める手続きができること（保証人の選出など）

⑦市税等について、納期を経過した分を完納していること
申し込みの注意
▽高齢者住宅は居住専用です。営業行為はできません。
▽ペットを飼うことはできません。
▽都営住宅や市営住宅、公社・UR賃貸住宅に入居している方は、原則として申し込みができません。
▽申し込みにおいて、虚偽事実が判明したときは、一切の資格を無効とします。
▽入居にあたっては、抽選による選考は行わず、ポイント方式により、住宅に困っている度合いの高い高齢者から入居者を決定します。
▽詳しい内容（使用料や間取図等）は「申込みのしおり」をご覧ください。

申込書・しおりの配布、申し込み 10月5日～13日に住宅課住宅係（市役所5階）へ
※土・日曜日、祝日を除く
※郵送での申し込みはできません。
問い合わせ 住宅課住宅係